

【参法 20】

成果給への転換（ホワイトカラーエグゼンプション導入）法案

【労働基準法及び労働安全衛生法の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと考えられる業務に従事する労働者にも、労働基準法の労働時間規制が適用されることにより、働き方が限られてしまっている。

→ ホワイトカラーエグゼンプションを導入し、労働時間ではなく仕事の成果で評価する働き方を可能とする必要がある。

従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと考えられる業務に従事する労働者について、労使委員会の決議等を要件に、労働基準法の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とする。

政府案 (※)

維新案

・ 高度の専門的知識を必要とし、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務

・ 対象労働者の年収は全労働者の平均給与額の 3 倍 を相当程度上回る額以上 (少なくとも 1000 万円以上)

・ 以下の健康確保措置を講ずる

① 厚生労働省令で定める方法による健康管理時間の把握

② インターバル措置等一定の法定措置のうちから労使委員会及び就業規則等で定める措置

③ 厚生労働省令で定める事項のうちから労使委員会で定める措置

・ 労使委員会の決議、使用者の労働基準監督署への届出及び本人の同意が要件

・ 従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務のうち 労使委員会で決議した業務

・ 対象労働者の年収は全労働者の平均給与額の 2 倍 を相当程度上回る額以上 (およそ 700 万円以上)。

ただし、以下の場合も対象。

① 成果に応じて給与額が 3 倍以上変動し、その下限が全労働者の平均給与額を相当程度上回る額以上の場合

② 給与額にかかわらず、ストックオプションが付与されている場合

・ 以下の健康確保措置を講ずる

① 厚生労働省令で定める方法による健康管理時間の把握

② 厚生労働省令で定める事項のうちから労使委員会で定める措置

・ 労使委員会の決議、使用者の労働基準監督署への届出及び本人の同意が要件



※労働基準法等の一部を改正する法律案（第 189 回国会閣法第 69 号）に基づく、高度プロフェSSIONナル制度